

令和3年度 泉佐野市住居表示審議会 会議録要旨

開催日時	令和3年10月29日（金）9：27～10：26
開催場所	泉佐野市役所 5階 第一会議室
案件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市長あいさつ 2. 審議会会長の選出について 3. 住居表示実施案の諮問 <ul style="list-style-type: none"> ・字の区域の変更及び町の新設並びに住居表示を実施する市街地についての諮問 4. 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・市場東地区の住居表示の実施について ・住居表示実施基準の改正について 5. その他
委員出席者	佐久間会長 角野委員 梶本委員 柴高委員 田中委員 船井委員 矢野委員 八島委員 奥委員 庄司委員 稗田委員 東委員 藤田委員 馬場委員
事務局出席者	千代松市長 谷口政策監（兼）総務部長 鐘井マイナンバーカード活用担当理事（兼）市民課長 服部市民課課長代理（兼）管理係長 西本市民課主任
傍聴人数	0人

配布資料

- 資料1 令和3年度泉佐野市住居表示審議会名簿
- 資料2 泉佐野市住居表示審議会規則
- 資料3 対象区域図
- 資料4 諮問書
- 資料5 住居表示実施予定区域町別面積・世帯数等一覧表
- 資料6 住居表示実施計画タイムスケジュール（案）南中岡本地区
- 資料7 市場東地区の住居表示実施について（報告）
- 資料8 泉佐野市住居表示実施基準の一部改正について（報告）
 - 資料8-2 泉佐野市住居表示整備実施基準
 - 資料8-3 泉佐野市住居表示整備実施基準新旧対照表

- 参考資料1 住居表示に関する法律
- 参考資料2 住居表示に関する法律施行令
- 参考資料3 住居表示についての条例。
- 参考資料4 住居表示についての条例施行規則
- 参考資料5 泉佐野市附属機関条例
- 参考資料6 泉佐野市住居表示整備状況について（実施日一覧）
- 参考資料7 泉佐野市住居表示整備状況

《開会あいさつ》

【市長挨拶】

千代松市長

皆さま、おはようございます。

泉佐野市長の千代松大耕でございます。

本日お集りの皆さま方におかれましては、平素より市政の各般にわたり、格別のご理解、ご協力をいただいておりますことを、厚くお礼申し上げます。

また、本日は、ご多忙中にもかかわらず、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、このたびは泉佐野市住居表示審議会委員への就任につきまして、快くお引き受けいただきましたことに心より感謝を申し上げます。既にご承知のこととは存じますが、わかりにくい町区域や住所の表示を明確にし、かつ合理的なものとするため、昭和37年に住居表示に関する法律が制定されました。

本市におきましても、この法律に基づき昭和41年より、住居表示の実施を進めて参りましたが、平成8年6月に松風台地区において第13次の住居表示を行って以降は、実施にいたっておりませんでした。

本日は、25年ぶりとなります住居表示につきまして諮問させていただくものでございます。

関西国際空港が開港して25年以上の歳月を経て、市内の都市形成も成熟してまいりましたことから、市民のみならず本市を訪れる方などの利便性の向上を図るため、住居表示の実施を推進し、だれもが分かりやすい「国際都市」にふさわしい街づくりに努めてまいり所存でございます。

まずは、令和4年1月に泉佐野市役所の所在地であります「市場東地区」の住居表示を予定しており、その後、本日諮問をさせていただきます「南中岡本地区」におきまして住居表示の実施を行ってまいりたいと考えております。

両地区の住居表示の実施にあたりましては、各関係町会の会長様をはじめ住民の皆さま方の格別のご理解ご協力を賜りましたことに感謝を申し上げます。

委員の皆さまにおかれましては、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。泉佐野市住居表示審議会開会にあたりましての、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

《委員・事務局紹介》

《資料確認・審議会概要説明》

【審議会会長選出】

《佐久間委員を会長に選出》

事務局

審議会規則第6条第1項の規定にしたがいまして、これ以降の議事の進行を佐久間会長にお願いしたいと存じます。

それでは、佐久間会長、議事進行方よろしくお願い致します。

議長（会長）

では皆さんあらためまして、おはようございます。ただいま事務局からご推薦、皆さんのご了承をいただきまして会長に就任いたしました、和歌山大学佐久間と申します。

まずは、本日皆さんお忙しいところご出席いただきありがとうございます。住居表示の審議会ということでございますけれども、これまで関係町会の皆さん、それから各委員の皆さんで日頃からご尽力いただいているところかと思えます。今、市長さんのご挨拶、それから事務局のご説明にもありましたけれども、郵便など、あるいはその街に来られる方の利便性という観点からも、計画的に進めるというのが原則のところでございます。ですが、やはり古くからの町名に愛着をお持ちの方ですとか、その地域の誇りで地名というのはとても大事なものでございますし、もし住所の表示を変えとなれば、住民の方の変更の手続きですとか一定のご負担が発生するところかと思えます。そういう意味でも皆さんには慎重にご審議いただいて、市民の皆さんにとってより良くなるようにご意見を頂戴できればと存じます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

【諮問案審議】

議長（会長）

それでは、議事に基づいて審議を進めてまいりたいと思います。

「住居表示の諮問について」に進めてまいりたいと思います。本件につきましては、市長から審議会に対する住居表示実施に関する諮問となっております。まず最初に、千代松市長からお願いしたいと思えます。

千代松市長

（諮問書を読み上げ、会長に提出）

議長（会長）

では、今市長から諮問いただきましたので進めて参りたいと思います。本審議会は、審議会規則第2条により、住居表示の重要事項について、市長の諮問（しもん）に應じ、調査審議し、意見を述べるものとなっておりますので、本件を審議会に上程いたします。

では、本件について審議してまいりますのでよろしくお願いいたします。

まず、審議会の運営につきまして、会議の公開について、お諮りしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

審議途中ではございますが、市長はこのあと、公務がございますので、これにて退席させていただきます。

市長

どうぞよろしくお願ひいたします。

(市長退席)

事務局

それでは、会議の公開につきまして、事務局からご説明させていただきます。資料2「泉佐野市住居表示審議会規則」をご覧くださいませでしょうか。本審議会は第8条第1項により原則公開としていて(1)では、泉佐野市情報公開条例第6条各号に掲げる情報、いわゆる個人情報を取り扱う場合、(2)では、議事運営に著しく支障がある場合は、公開しないことができることとなっております。

そこで、第2項では、会議の公開、非公開の決定に関しましては、審議会でお諮りいただくこととなっておりますので、宜しくお願ひいたします。

なお、会議の記録を、会議が終了後速やかに作成いたしまして公表させていただきます予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。会議の記録作成のためICレコーダーにより会議内容を録音させていただきますが、会議録作成後は消去いたしますのでよろしくお願ひいたします。

議長(会長)

ありがとうございます。今、事務局から審議会の公開について説明がありました。

今後、個人情報を扱う場合など、非公開とすべき案件が発生した際には、審議の非公開をお諮りする事といたしまして、今回は特にそういう案件ではなさそうだという事と、市民の皆様がご関心があることですので当審議会は公開として、資料につきましても傍聴者への閲覧を許可したいと思ひますが、皆さんいかがでしょうか。

委員

(「異議なし」の声)

議長(会長)

ありがとうございます。異議なしとのことですので、審議会を公開として進めてまいりたいと思ひます。傍聴者の方がおられましたら、入室を許可したいと思ひます。いかがでしょうか。

事務局

傍聴者の方はございませんので、このまま審議を進めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。いらっしゃらないとのことですので、引き続き審議を進めてまいりたいと思います。では、事務局から諮問について市長からご説明ありましたけれども改めて説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

事務局の鐘井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、市長より審議会に諮問させていただきました「字の区域の変更及び町の新設並びに住居表示を実施する市街地について」の説明をさせていただきます。

はじめに、今回ご審議いただきます住居表示実施予定区域の概要をご説明いたします。恐れ入りますが、資料3をご覧ください。

今回の諮問における対象区域は、資料3に斜線で示した区域となっております。具体的な区域は、羽倉崎上町三丁目と対象区域の町境界から右回りに、羽倉崎上町二丁目との町境界を進み190メートル程の所にあります水路、地番境界、里道を進み、新しく宅地開発された区域との地番境界を左に折れ日根野羽倉崎線に出ましたら左折、国道26号線に達しましたら、これを和歌山方向に進みます。市道岡本長中線との交差点を左折、府道和歌山貝塚線に至りましたら右折し、道の池を超えましたら南中岡本と南中樫井との町境界を進み、泉南郡田尻町との行政界に至ります。そこから羽倉崎上町三丁目との境界に至る地点に囲まれた区域となります。この区域につきましては、南中岡本と南中安松が混在している区域が、旧佐野町区域で字名がなく、住居の表記が「泉佐野市何番地」と表している区域がございます。

このような事から、町の区域を明確化し、併せて住居表示を実施する事によりわかりやすい住所の表記を目的とするものです。

恐れ入りますが、資料4「字の区域の変更及び町の新設並びに住居表示を実施する市街地について（諮問）」をご覧ください。

本日ご審議をお願いするのは、(1)字の区域の変更について、(2)町（ちょう）の新設について、(3)住居表示を実施する市街地の三点でございます。

まず、(1)字の区域の変更についてご説明させていただきます。これは、先ほどご覧いただきました資料3の対象区域内にあります茶色部分の南中岡本、ピンク色部分の南中安松、及び緑色部分の南中樫井の町区域を(2)で新設する町区域に編入するため、各町の区域から除くものです。別図1が南中岡本、別図2が南中安松、別図3が南中樫井となっております。それぞれ斜線で示された区域が新設する町に編入される事となります。

次に、(2)町の新設についてのご説明をさせていただきます。(1)より、各町から除いた区域に、別図4に斜線で示しております字名が無い区域、資料3の青色部分を加えました区域をもって新しい町（ちょう）を新設するものであります。別図5に示すとおり、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目、岡本四丁目、及び岡本五丁目を新設するものでございます。

町の名称でございますが、当該区域は町名に合併前の旧村名であります「南中通村」

の「南中」を冠しておりますが、新しい町名につきましては旧町名の「南中」を冠さず、「岡本何丁目」と表することにつきまして、南中岡本町会と協議、調整したものであります。

次に町区域の設定でございますが、住居表示実施基準では、町の境界は、道路、鉄道もしくは軌道の線路その他の恒久的な施設、又は河川、水路などによって定めるとなっております。この場合、境界線は、道路、河川、水路などの一方の端を境界とすることになっており、原則として、これらが南北線の場合は西側を、東西線の場合は南側とすることになっております。町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じないよう簡明な境界線をもって区画された一団を形成することに留意し、その規模は、当該地区の用途地域や人口、家屋密集度等を勘案し定めることとなっております。また、これらに適合しない場合は、その町の沿革、地域社会の実態に即しつつ、できるだけ上記に適合するように町区域の合理化に努めるとされております。

本案につきましても、これらを基本としながら、地元町会等との協議調整の上、設定させていただいております。

恐れ入りますが、資料5をご覧ください。各町の概要でございますが、岡本一丁目にしようとする区域の面積は約3.12ha、31世帯、人口66名であります。岡本二丁目にしようとする区域の面積は約6.7ha、107世帯、人口188名であります。岡本三丁目にしようとする区域の面積は約9.0ha、118世帯、人口289名であります。岡本四丁目にしようとする区域の面積は約10.1ha、205世帯、人口425名であります。岡本五丁目にしようとする区域の面積は約18.6ha、2世帯、人口4名であります。町の新設についての説明は以上でございます。

次に、(3)住居表示を実施する市街地についてのご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料4別図6にお戻りください。別図6に斜線で示した区域が住居表示を実施する市街地とする区域となります。区域につきましては、先にご説明させていただきました岡本一丁目から五丁目までの区域となっております。なお、令和4年度に住居表示を実施するのは岡本一丁目から四丁目までの区域といたします。

住居表示を実施する市街地についてのご説明は以上でございます。

最後に今後のスケジュールにつきましてご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料6をご覧ください。まず、10月下旬にあります、本日開催の住居表示審議会で答申をいただきましたら、「住居表示に関する法律第3条第1項」の規定にもとづき、12月定例会市議会に「住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」の議案を提出いたします。議案が可決されましたら、審議会により答申いただきました「町の区域の変更及び新町名」案を30日間公示いたします。

その後、令和4年3月定例会市議会に「字の区域の変更及び町の新設について」の議案を提出し、可決されましたら、令和4年5月中旬頃に「字の区域の変更及び町の新設について」、及び「住居表示実施区域、街区符号、住居番号および実施期日」の告示をおこないます。これらの事項を関係人及び関係行政機関に通知するなど所要の手続きを経まして、同6月下旬頃の住居表示を実施してまいりたいと考えております。

なお、実施にあたりましては、住民の皆様十分に周知させていただくため、各

ご世帯を訪問し、丁寧な説明をおこなうと共に、ご理解とご協力をいただき、進める所存でございます。

以上簡単ではございますが、諮問「字の区域の変更及び町の新設並びに住居表示を実施する市街地について」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご答申賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。

只今、事務局より諮問に対する説明がございました。大きく3点、字の区域の変更、町の新設、住居表示を実施する市街地ということで岡本1丁目から4丁目までを住居表示とするということでご説明がございました。

本件に対して、ご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

委員

今の説明ではなく資料6の左側の平成31年からその下、また平成になってます。これ令和です。

議長（会長）

ご指摘ありがとうございます。

議長（会長）

他はいかがでしょうか。

委員

意見なし。進めてください。

議長（会長）

わかりました。事前に住民の方にもご説明、ご理解いただいて、今日の諮問という形で議案にあがってると思いますけれども、何か疑問点とかあればこの機会にと思います。いかがでしょうか。

委員

すいません、一つよろしいでしょうか。

議長（会長）

お伺いします。

委員

この諮問書を見て、この南中岡本の地図、例えば資料3とかを見ていくと、同じ南

中岡本の地区でも対象外となっている所があるのですが、どういう反対が主に生じたからこういう所を外されてるのかという事と、どれくらい反対があれば、諮問から外れるのかという所を教えてください。

議長（会長）

事務局からお願いします。

事務局

先ほどご説明させていただき、市長からのあいさつにもありましたが、関西国際空港が開港して25年以上の歳月を経て市内の都市形成も成熟し、関係する町会様等とのご協力のおかげによりまして住居表示の実施をさせていただくことになったのですが、今までの生活の状況などに基ついて関係する町会様や住民の方とご協議させていただきながら今回の実施区域については設定させていただきました。

どれほど反対があれば諮問から外れるのかというご質問でしたけれども、住民の反対があつて諮問から外れるということではなくてですね、市としましてはできるだけ皆様にご理解いただいて実施させていただきたいと。ただ、今後議会で（住居表示を実施する区域案を）提案させていただきますので、その後、先ほど説明させていただきました、（町の区域の変更及び新町名案を）30日間公示をさせていただきます。で、この案に反対署名が50名集まれば変更請求が可能となるものでございます。以上です。

議長（会長）

ありがとうございます。今の説明でよろしいですか。

委員

はい、今の説明でよろしいですが、もう一つあるのですけども、こういった除外された事例は、過去の13次までであるのでしょうか。そういう場合は、生じた部分の解消は、もうされていっているのかという事です。

事務局

今回実施させていただく区域につきましては、今回で実施させていただくと。今後また南中安松さんの住居表示の実施の際に改めてまた調整させていただいて住居表示を進めてまいりたいと考えています。

委員

質問の主旨というのは、13次までにそういう事例というにはあったのかという事です。

事務局

除いたという感覚ではなく、実施の区域につきましては町会さんにご協議させてい

ただきながら進めてまいりましたので、除外されたという事ではないです。

委員

せっかく整理されているのであれば、こういう歯抜けになったところが生じないようにしていかないと結局将来禍根が残っていくのではないかと思いますので、今の質問をさせていただきます。

事務局

直接区域から外れたという形ではないのですが、今回住居表示の実施を予定しています、いわゆる泉佐野市何番地という区域になるんですが、こちらは元々泉佐野市、町の区域でいいますと羽倉崎町、厳密に言いますと羽倉崎上町の町会の区域という事になっておったんですけども、ここが区域から外れてしまうとといいますか、道路から岡本側に外れてしまっておりまして、その当時、住居表示実施するにあたり、羽倉崎上町への編入をその時は行わなかったという区域になります。それを解消するために今回は岡本町の区域に編入させていただくという形で進めさせていただいております。

実際、区域から外れたという意味合いではないんですけども、どうしてもそのような形が生じてしまった場合につきましては、新たに住居表示を実施する時に編入という形で適宜調整させていただくような形でおこなわせていただいております。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございます。反対があった場合のの確認について大事なご指摘だったかと思えます。基本的には町の合意が整ったところがあがってきていると思えますので、大きな問題はないかと思えますが、もし反対があった場合という事で手続きのご紹介がありました。ご質問ありがとうございました。他はいかがでしょうか。
《なし》

議長（会長）

ありがとうございます。

今、1件ご質問がありましたが、特に反対という観点でのご指摘ではなかったかと思えますので、もしご異議なければ、諮問のとおり異議がないという形で、審議会としては進めたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（会長）

ありがとうございます。

では、今回資料4の諮問書に則って審議進めてまいりましたけれども、ご確認いた

だいて特に問題はないという事で、ご了解いただいたということでした。

それでは、諮問書について審議が終了いたしましたけれども、次に答申書の作成についてご審議いただきたいと思います。事務局の方で案を作ってくださいますので、しばらく休憩としたいと思います。

休憩

【答申（案）採択】

事務局

（事務局が答申（案）を配付）

議長（会長）

それでは、皆さんよろしいでしょうか。お揃いになりましたので審議を再開したいと思います。今皆さんのお手元に答申案を事務局から配布いただいたかと思いきりけれども、お揃いでしょうか。では、事務局からお願いしたいと思います。

事務局

それでは案文の朗読をさせていただきます。

（答申（案）朗読）

以上です。よろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございます。では、答申（案）について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に反対のご意見もございませんでしたし、附帯の意見をつけるような趣旨の議論でもなかったかと思いきりるので、皆さんよろしければこの事務局の案通りこれを答申書としたいと思いますがいかがでしょうか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（会長）

ありがとうございます。では、これをもって答申書といたしますが、この答申書の市長への提出時期や方法について、事務局と相談しながら会長の私に一任ということ

でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

委員

(「会長一任」の声)

議長(会長)

ありがとうございます。そのように進めさせていただければと思います。

以上を持ちまして、市長から諮問があった事について答申案の作成、確認というところまで進められましたので、本審議会の審議は全て終了いたしました。

【報告事項】

議長(会長)

報告事項につきまして事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局

事務局の鐘井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局より報告事項が2点ございますのでご報告させていただきます。

まず、1点目の「市場東地区の住居表示の実施」についてご報告させていただきます。恐れ入りますが、資料7をご覧ください。

市役所も区域に入っております市場町地区につきましては、昭和61年7月15日に開催されました「昭和61年泉佐野市住居表示審議会」において「字の区域の変更及び町の新設ならびに住居表示を実施する区域」とする答申を受け、泉佐野市議会の議決を経て昭和62年2月2日付で土地の名称変更及び町区域の設定をおこない、併せて昭和62年度泉佐野市告示第2号により市場西一丁目、同二丁目、同三丁目、及び市場南一丁目の住居表示が同日実施されたものでございます。市場東地区につきましては、昭和62年当時は家屋数も少なく町区域及び町名の設定のみの実施としたところでございますが、近年宅地開発が進み住居表示実施の条件が整いましたので、令和4年1月1日付けで住居表示を実施することとなりましたので審議会各委員にご報告させていただきます。

次に、2点目でございます。「住居表示実施基準の改正について」ご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料8をご覧ください。

住居表示による住所の表記は、順序良く番号が並んでおり住所の表記方法としてわかりやすく優れていますが、現行の「基準」により実施された住居表示においては、その付番方法の性質上同番号となる住居番号が多数見受けられます。また、住居表示実施後の宅地開発等により開発された区域の住居番号が同番号となるケースも発生し、郵便物等の誤配、目的地にたどり着けない等の弊害も発生しています。このような事を避けるために、新たな開発がある場合などにおいて、また、当該住居番号の者からの申し出により住居番号に枝番号を付番するなど、同一番号とならないような措置を運用でおこなっているところでございます。この度、泉佐野市で25年振りとな

る住居表示の実施に併せ、上記の措置を実施基準に明文化することにより、同一番号の付番を回避し、よりわかりやすい住所の表示をおこなうものです。市場東地区、また、この度ご答申いただきました南中岡本地区の住居表示につきましても新しい実施基準を適用し、原則同番号が発生しない付番となります。

以上が事務局からの報告でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。2点ご報告があったかと思えます。1つは、市場東地区について、昭和62年に告示されているものを、環境が整ったのでこの度住居表示を実施するとのご報告と、もう1点はこれまで運用でおこなっていた枝番号のことなどを実施基準に明文化したということで、報告がございましたけれども、この2点について、ご質問、ご意見あればお受けしたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

特に問題は無いかなと思えますので、よろしければ報告事項を確認したということを進めたいと思えますが、よろしいですか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（会長）

ありがとうございます。では次第に「その他」がありますけど何かございますでしょうか。

その他、特にないでしょうか。

事務局

ございません。

議長（会長）

では、次第に沿って進めてまいりましたけれども、原案通りの答申書をまとめるところまで進めさせていただきましたので、これをもちまして住居表示審議会閉会とさせていただきますと思います。

住居表示については、冒頭申し上げたように利便性の観点と住民の方のご理解、丁寧な説明、それから先ほど事務局からも説明がありましたように、実施に向けて議会のことなど、委員の皆さんに引き続きご尽力をお願いすることになるかと思えますけれども、改めてお願い申し上げたいと思えます。

いずれにしましても、これまでの慎重なご審議ありがとうございました。お礼を申し上げて閉会のご挨拶としたいと思います。ありがとうございました。

事務局の方に進行をお返ししたいと思います。

（委員より拍手）

事務局

佐久間会長、どうもありがとうございました。

この度、皆様方にはお忙しい中ご出席いただき、慎重なご審議を賜りまして、厚くお礼申し上げます。事務局といたしましても、ご答申の趣旨に従いまして、住居表示を実施してまいりたいと存じます。皆様方には、今後ともお世話になることと存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。